

社会保険診療報酬支拂遅延に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十八日

藤森眞治

参議院議長 松平恒雄 殿

社会保険診療報酬支拂遅延に関する質問主意書

社会保険診療報酬支拂基金法が制定されて社会保険診療報酬が迅速適正に支拂われなければならないのであるが、近來事實はこれに反し診療報酬の支拂が甚だしく遅延し、そのため診療担当者は諸般の經濟状態と相關連して著しくその經營を及びやかされ且つ最近入院患者に対する病院給食等が行われる關係上一層困難に陥つてゐる状態である。かくては社会保険の將來について甚だ憂慮されるのみならず、再び社会保険の不振と不評が予想される。

これに対し次の諸点の所見を伺いたい。

- 一、診療報酬遅延の原因
- 二、各種社会保険の支拂遅延状況
- 三、診療報酬の迅速支拂対策
- 四、遅延支拂の完済時日予定
- 五、診療報酬支拂遅延に基づく診療担当者に対する金融方法